

NEWS

～ 平成 21 年 12 月

岡経営労務事務所／経営労務協会（労働保険事務組合）

社会保険労務士 岡 忠之

社会保険労務士 岡 健治

社会保険労務士 吉岡武史

横浜市港北区新横浜 2-3-8 KDX 新横浜ビル 8F

TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759

URL <http://www.okakeiei.jp>

～退職後の手続きについて～

会社・企業等に勤務している方が退職することになったとき、退職後に、どのような手続きが必要になるのでしょうか？

在職中の各種社会保険手続きはそのほとんどが会社担当者にて行われますが、退職後の手続きは直接退職者本人が行うことから、非常に戸惑われることも多いかと思えます。

以下、諸手続きを簡単にまとめましたので「社内・企業内で退職する人がいる」「ご家族・知人で退職する人がいる」…などの際にご利用ください。

【健康保険】の手続き

【年金】の手続き

【雇用保険】の手続き

このお知らせは、平成 21 年 12 月時点の法令等に基づき作成しています
法改正等により内容が変更になりますのでご注意ください

「健康保険組合」に加入されていた方は、該当箇所については「健康保険組合」
にお問い合わせください

最終ページの「協会けんぽ任意継続被保険者の加入手続きの流れ」は
協会けんぽ東京支部が作成したものに一部加筆をして掲載しました

退職後の手続きについて(間を空けずに就職する場合を除きます)

H21.10現在

【健康保険】 (※)以下②の方で「健康保険組合」に加入していた場合は、加入していた「健康保険組合」にお問い合わせください

〈75歳未満の場合〉

	種類	届出先	加入条件	保険料	注意点
①	国民健康保険に加入する場合 国民健康保険被保険者	お住まいの市区町村	下記②③以外の方 →資格喪失日(退職の翌日)から14日以内に手続きが必要です	市区町村によって計算方法が異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください	前年の所得を基礎として決定されるため、所得が高かった方は保険料が高額になる可能性があります
②	協会けんぽ(※)に加入していて任意で継続する場合 任意継続被保険者	お住まいの住所を管轄する協会けんぽ(※)	資格喪失日の前日(退職日)までに継続して2ヶ月以上被保険者期間がある方 →資格喪失日(退職の翌日)から20日以内(必須)に手続きが必要です	退職時の健康保険料の2倍 ※ただし上限が定められています 40～64歳の方は26,264円 それ以外の方は22,932円 (H21.9現在:協会けんぽ(※)神奈川)	加入期間は2年間で、原則として途中で脱退することはできません
③	配偶者やご家族の被扶養者になる場合 健康保険被扶養者	配偶者やご家族の勤め先	配偶者やご家族により生計を維持される場合【同居の場合】 60歳未満＝年収130万円未満かつ被保険者の年収の2分の1未満 60歳以上＝年収180万円未満かつ被保険者の年収の2分の1未満	収入条件等に該当すれば保険料の負担はありません	失業保険・傷病手当金・出産手当金を受給している場合、原則として被扶養者になることが出来ません 被扶養者の要件については、配偶者やご家族の勤め先にご確認ください

〈75歳以上の場合〉 在職時と変わらず、引き続き長寿医療制度の被保険者となります

【年金】

退職時の年齢	届出先	注意点
20歳以上60歳未満	お住まいの市区町村	国民年金(第1号被保険者)への切替え手続きが必要となります 在職中に20歳以上60歳未満の配偶者(妻または夫)が被扶養者となっていた場合には、同時に配偶者の手続きも必要です

〈退職後も受けられる健康保険の給付〉

※退職時に加入していた健康保険に請求する場合は、勤めていた会社を管轄する「協会けんぽ」に申請書を提出します
(「健康保険組合」に加入していた場合は、加入していた「健康保険組合」にお問い合わせください)

【傷病手当金】

支給要件	退職日以前に継続して1年以上被保険者期間があり、かつ退職日までに傷病手当金を受給しているか、もしくは在職中に下記の①～③の要件を満たしていれば、退職後も支給開始から最長で1年6ヶ月間、労務不能の間について支給を受けることができます ①私傷病のため療養し、②仕事に就くことができず、③連続する3日間を含んで4日以上労務に服せなかった場合
給付額	1日につき標準報酬日額(退職時の標準報酬月額÷30)の3分の2
注意点	傷病手当金受給中は失業保険を受給することが出来ません。このような場合は失業保険の受給期間延長の手続きを行う必要があります 傷病手当金受給中は原則として健康保険被扶養者になることが出来ません。このような場合は国民健康保険等に加入する必要があります 老齢年金を受給している方が退職後の傷病手当金を受給すると、老齢年金との調整があります

【出産手当金】

支給要件	※出産手当金とは出産のため会社を休み、事業主から賃金が受けられないときに支給されるものですので、原則として退職した場合は受けられません ただし、下記①、②の要件を満たしていれば退職後も支給を受けることができます ①退職日以前に継続して1年以上被保険者期間があり、かつ退職日までに出産手当金を受給しているか、もしくは受けられる状態にあった場合 ②退職日に労務に服していない(＝欠勤又は有給休暇扱いになっている)場合
給付額	1日につき標準報酬日額(退職時の標準報酬月額÷30)の3分の2
注意点	出産手当金受給中は原則として健康保険被扶養者になることが出来ません。このような場合は国民健康保険等に加入する必要があります

【出産育児一時金】 ※平成21年10月1日より『直接支払制度』が実施されています

支給要件	退職日以前に継続して1年以上被保険者期間があり、かつ退職後6ヶ月以内に【出産】した場合(出産予定日は不可)は、退職時に加入していた健康保険に請求できます
給付額	1児につき390,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は420,000円) ※平成21年10月現在
注意点	退職前に加入していた「協会けんぽ」に「資格喪失等証明書交付申請書」を提出し、「資格喪失証明書等」の発行を受けることが必要です

※『直接支払制度』とは… 病院などが直接出産育児一時金を受け取る制度です。本人は費用が39万円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は42万円)を超えた場合、その差額を病院に支払います。もし費用が39万円(同42万円)以下の場合は、後日申請により差額が本人に支払われます。(H21.10現在協会けんぽ)

【雇用保険】

失業保険(雇用保険基本手当)を受給する場合

給付条件	①就職の意思と能力がありながら失業状態にあり、 ②離職の日以前2年間(疾病・負傷などの期間がある場合は最長4年間)に被保険者期間が12ヶ月(特定受給資格者等は6ヶ月)以上ある場合
届出先	お住まいの住所を管轄するハローワークで手続きをしてください
受給期間	原則として、離職した日の翌日から1年間です ※ハローワークに行くのが遅れるなどした場合、受給期間を過ぎると所定給付日数が残っていても給付を受けることは出来ませんのでご注意ください
注意点	失業保険受給中は原則として健康保険被扶養者になることが出来ません。このような場合は国民健康保険等に加入する必要があります
必要書類	退職後に「離職票」と「パンフレット」をお渡しします。必要書類は「パンフレット」に記載されていますので確認してください

※失業保険の受給期間延長について

延長要件	傷病、出産・育児(3歳未満)等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなったときは、その働くことのできなくなった日数だけ、受給期間を延長することが出来ます ※離職時の年齢が65歳以上の場合は、受給期間の延長は出来ません
延長期間	傷病、出産・育児等の場合は最長で3年間です
申請期限	傷病、出産・育児等の場合には、引き続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から起算して1ヶ月以内に、お住まいの住所を管轄するハローワークで手続きしてください(代理人又は郵送も可)
必要書類	お住まいの住所を管轄するハローワークに確認してください

協会けんぽ任意継続被保険者の加入手続きの流れ

「資格取得申出書」の提出

退職日の翌日から20日以内に提出

協会けんぽ（お住まいの協会けんぽ支部）へ郵送
協会けんぽ（お住まいの協会けんぽ支部）窓口へ提出
お住まいの都道府県社会保険事務所内の協会けんぽへ提出

新しい保険証は、後日郵送にて送付となります。
郵送による申出書の提出にご協力ください。



「保険証」と「納付書」の到着

提出から1週間程度^(注)でご自宅に「保険証」と「初回保険料納付書」が到着



初回保険料の納付

納付期日までに、コンビニや金融機関等で初回保険料を納付



2回目以降の納付書の到着

毎月月初に「保険料納付書」が到着



毎月の保険料の納付

毎月10日までに、コンビニや金融機関等でその月の保険料を納付

◆20日を超えると任意継続での加入ができなくなりますのでお気をつけください。（20日目が土・日・祝日の場合は、その翌営業日となります。）

◆加入には健康保険の加入期間が2カ月以上必要です。

◆被扶養者がいる場合は、必要な添付書類（非課税証明書等）を添えて提出してください。（在職時にすでに被扶養者であっても改めて添付書類の提出が必要になります。）

◆手続き書類はお住まいの協会都道府県支部へ提出してください。

◆在職中に使用していた保険証については、退職の際に会社へお返しください。

注：「1週間程度」は目安です。状況により前後することがあります。

また、勤めていた会社から在職時の健康保険の資格喪失届が提出され、社会保険事務所での処理終了を確認した後に保険証を作成しますので、送付が遅れることがあります。

◆保険料は資格を取得した月の分から発生します。初めに納付していただく保険料が2カ月以上となる場合があります。

◆初回保険料は納付書に納付期日が記載されていますので、必ずその期日までに保険料を納付してください。

※ 期日までに納付しただけなかった場合、任意継続の資格自体が取り消されます。保険料の納め忘れにはくれぐれもご注意ください。

◆2回目以降は毎月10日が納付期日ですので、必ずその期日までに保険料を納付してください（10日が土・日・祝日の場合は、その翌営業日が納付期日です）。

※ 期日までに納付しただけなかった場合は、納付期日の翌日付けで任意継続の資格を失うこととなります。保険料の納め忘れにはくれぐれもご注意ください。

◆お手元に納付書が届かない場合や届いた納付書を紛失した場合は再交付が必要ですので、速やかに当支部までご連絡ください。

「毎月送付される納付書で保険料を納める場合」を例示していますので、保険料の前納や口座振替による納付を希望される場合は、2回目の保険料納付以降の流れが異なります。その他、個別・具体的なお相談につきましては、お手数ですが当支部までお問い合わせください。

協会けんぽ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

神奈川支部 240-8515 横浜市保土ヶ谷区神戸町134 045-339-5533

東京支部 141-8585 品川区大崎5-1-5 高德ビル4階 03-5759-8025